

独立監査人の監査報告書

平成24年4月20日

公益財団法人 仁科記念財団
理事長 小林 誠 殿

宮田公認会計士事務所

公認会計士 宮田芳直



私は、公益財団法人仁科記念財団の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5（1）の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその付属明細書及び財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、財産目録の「使用目的等」については公益認定関係書類と照合した。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私の意見は次の通りである。

- (1) 私は、財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人仁科記念財団の当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 私は、財産目録の「使用目的等」の欄の記載内容が、公益認定関係書類に基づき作成されているものと認める。

追記情報

財務諸表に対する注記「I. 重要な会計方針」の「(1) 適用している会計基準」に記載されているとおり、法人は会計基準を変更した。

公益財団法人仁科記念財団と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成 24 年 4 月 24 日

公益財団法人 仁科記念財団
理事長 小林 誠 殿

公益財団法人 仁科記念財団

監事 荒川 浩司 

監事 田中 長生 

私たち監事は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度に係わる事業報告及び会計の監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法と概要

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告の内容は、事実であると認めます。
- (2) 理事の業務執行において、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上